

## 地区まちづくり推進団体の認定について

### 1 地区まちづくり推進団体の定義

地区まちづくり推進団体は、戸田市都市まちづくり推進条例第8条第1項に基づき、地区まちづくり活動組織（地区住民等が、市長から登録を受けて地区まちづくり活動を行う組織（条例第7条第1項参照）のうち要件を満たした組織を市長が認定し、情報提供やまちづくり専門家の派遣等により、団体の活動を支援するものです。

また、同条第2項において、地区まちづくり推進団体を認定する場合は、戸田市都市まちづくり推進会議の意見を聴くことが定められています。

#### 戸田市都市まちづくり推進条例 第8条（抜粋）

第8条 地区まちづくり活動組織のうち、次の各号のいずれにも該当する場合は、規則の定めるところにより、地区まちづくり推進団体として市長の認定を受けることができる。

- (1) 地区住民等で構成された団体であること。
- (2) その取組が団体の活動地区の地区住民等に周知されていること。

2 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、戸田市都市まちづくり推進会議の意見を聴くものとする。

#### 戸田市都市まちづくり推進条例 第7条（抜粋）

第7条 地区住民等は、市長が定める要件を満たした、地区まちづくり活動を行う組織（以下「地区まちづくり活動組織」という。）をつくり、規則の定めるところにより、登録することができる。

## 2 地区まちづくり推進団体の概要

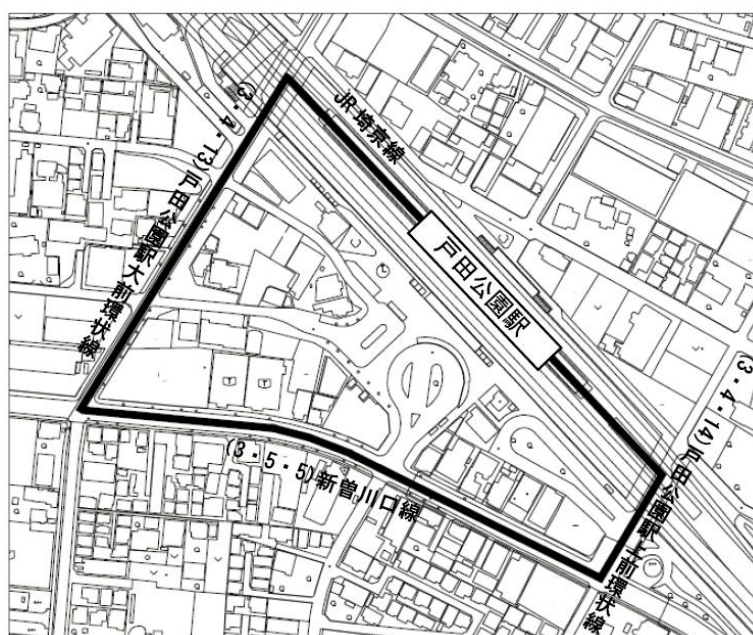
戸田公園駅周辺は、第2次戸田市都市マスタープラン（以下「都市マスタープラン」といいます。）において、拠点商業地として位置づけられています。戸田公園駅西口駅前地区の用途地域は第一種住居地域であり、現状では駅前にふさわしい土地利用が十分に図られておりません。

このような状況の中、平成28年12月に戸田市では、同地区の土地・建物所有者を対象とした「まちづくり懇談会」が開催され、用途地域を商業系に変更していく方針が示されました。

これを受け、平成29年2月に同懇談会の参加者が、地区住民等と市が協働により地区まちづくりを進めていくための話し合いの場として「戸田公園駅西口駅前地区のまちづくりを考える会」（以下「考える会」といいます。）を結成し、地区まちづくり活動組織の登録を受けました。

その後、考える会では、まちづくりに関する勉強会やワークショップ等の取組を行い、これまでの取組を更に前へ進めていくことを地区住民等に示すため、平成30年3月に名称を「戸田公園駅西口駅前地区まちづくり協議会」とし、地区まちづくり推進団体の認定申請を行いました。新たに地区まちづくり推進団体として認定する活動組織の概要は次のとおりです。

- ・組織名 戸田公園駅西口駅前地区まちづくり協議会（以下「協議会」といいます。）
- ・活動組織登録年月日 平成29年2月27日（「考える会」として登録）
- ・登録変更年月日 平成30年3月27日（「協議会」へ名称を変更）
- ・会員数 11名（次ページ「構成員等名簿」参照）
- ・活動区域 本町四丁目の一部（下図参照）
- ・面積 約3.5ha



協議会の活動区域図

### 3 活動計画

#### (1) 活動方針

戸田市では、都市マスタープランで位置づけられている拠点商業地としての土地利用を促進するため、2020年度から2021年度を目途に、用途地域を第一種住居地域から商業系用途地域に変更する予定としています。

そこで、協議会は、戸田市と地区住民等との協働により良好な駅前地区の形成を図るため、4つの活動方針を次のとおり掲げました。

#### ①地区まちづくり構想の策定

都市マスタープランにおける上戸田地域の将来の都市づくりの目標や上戸田地域整備の基本方針を踏まえ、地区まちづくり構想の策定に向けた取組を行います。

#### 「地区まちづくり構想」

地区の将来像や基本方針

《まちづくりの目標》

例)・今の環境の良さを守り、安全なまちにしていこう

《まちづくりの基本方針》

例)・この生活道路は、消防車などの緊急車が入れるように、  
将来広げていこう

・緑化を進めよう

(出展：戸田のまちづくり (戸田市))

#### ②地区計画（協議会案）の策定及び提言

地区まちづくり構想の策定後は、地区計画（協議会案）の策定に向けた取組を行います。  
なお、地区計画（協議会案）の策定後は、その実現に向け戸田市に提言を行います。

#### 「地区計画」

地区の特性に合わせたまちづくりのため、住民参加によって区画道路、小公園などの配置や建築物の用途、高さ、壁面の位置、敷地の規模などを地区のルールとして定める都市計画です

例) 新曽第一地区地区計画

(建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、  
壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度等)

### ③地区まちづくり構想の実現に向けた取組

地区まちづくり構想の実現に向け、適宜、地区計画以外のルールの方策やまちづくり事業等に関する取組を行います。

#### 「地区まちづくり構想の実現」

《地区まちづくり協定》

例)・緑化を進めるために、塀は生垣にしよう

・移動の妨げにならないよう、セットバック部分には看板等を設置しないようにしよう

《まちづくり事業》

例)・駅が目立つところに戸田公園までの案内看板を設置する

### ④地区住民等への周知及び意見聴取

協議会活動を進めていく際には、まちづくりニュースやアンケート等により、地区住民等に周知及び意見聴取を行いながら進めます。



まちづくりニュース



アンケート



住民説明会

## (2) 活動スケジュール

今後の活動スケジュールは、次のとおりです。

### 2018年度

月	項目	内容
5月	都市まちづくり推進会議	・地区まちづくり推進団体の認定について
6月	総会	・年度活動計画、予算等の決定
8月	協議会（第1回）	・地区まちづくり構想のたたき台の作成
9月	説明会	・地区まちづくり構想のたたき台について
	アンケート①	・地区まちづくり構想のたたき台について
11月	協議会（第2回）	・地区まちづくり構想（素案）の作成 ・地区まちづくり構想の実現に向けたまちづくりのルールの検討
12月	アンケート②	・地区まちづくり構想（素案）について
1月	協議会（第3回）	・地区まちづくり構想（案）の策定 ・地区計画の検討
2月	アンケート③	・地区まちづくり構想（案）について
3月	地区まちづくり構想認定申請	・地区まちづくり構想の認定申請
適宜	まちづくりニュース	・協議会の取組について等

### 2019年度

年月	項目	内容
5月	都市まちづくり推進会議	・地区まちづくり構想の認定について
	総会	・年度活動計画、予算等の決定
6月 ～ 3月	協議会 （全3回～4回）	・地区計画の検討 ・地区計画（協議会案）の策定及び戸田市への提言
	先進事例地区見学会	・地区計画に関する調査、研究、周知及び意見聴取のため、必要に応じて実施
	説明会 アンケート	
	まちづくりニュース	・協議会の取組について等

### 2020年度

年月	項目	内容
5月	総会	・年度活動計画、予算等の決定
6月 ～ 3月	協議会 （全3回～4回）	・地区まちづくり構想の実現に向けた取組
	先進事例地区見学会	・地区まちづくり構想実現に向けた調査、研究、周知及び意見聴取のため、必要に応じて実施
	説明会 アンケート	
	まちづくりニュース	・協議会の取組について等

#### 4 活動実績

##### (1) 「戸田公園駅西口駅前地区のまちづくりを考える会」の結成

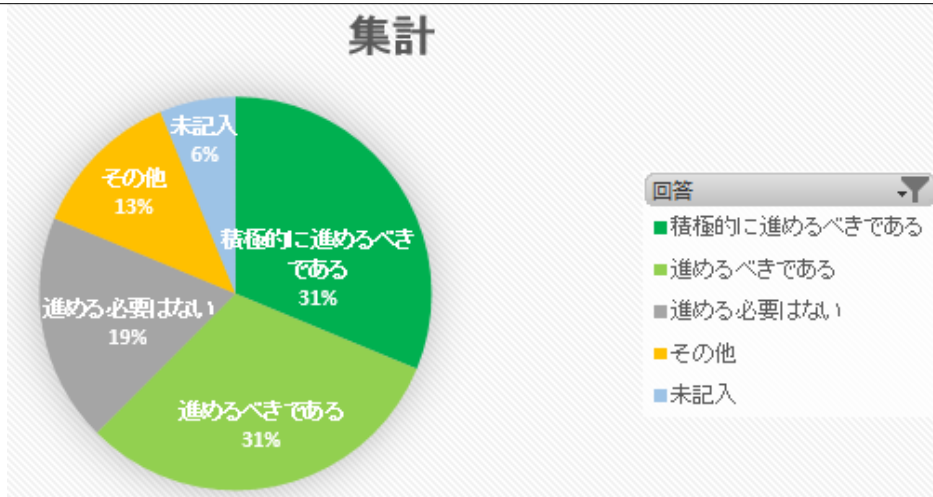
平成 28 年 12 月に市において開催した「まちづくり懇談会」を契機に、「考える会」を結成し、地区まちづくり活動組織に登録しました。

年月日	名 称	参加者数	主な内容
H28. 12. 8	まちづくり懇談会	16 名	・地区の経緯と現状
H28. 12. 11			・地区に関する市の方針について ・用途地域について ・地区計画について ・今後のまちづくりの進め方について
H29. 2. 27	考える会の結成	9 名	「地区まちづくり活動組織」登録

(参考) 懇談会参加者対象のアンケート結果 (まちづくりニュース創刊号より)

問 当地区のまちづくりを進めていくことについて、どのようにお考えですか？

・質問に対し、「積極的に進めるべきである」、「進めるべきである」と回答された方は、全体の 62% でした。また、「進める必要はない」と回答された方は、全体の 19%、「その他」13%、「未記入」6% でした。



##### (2) 「まちづくり勉強会」の開催

考える会の会員により、地区の市街地形成の経緯、都市マスタープラン及び都市計画等に関する勉強会を行いました。

年月日	名 称	参加者数	主な内容
H29. 3. 22	まちづくり勉強会	12 名	・用途地域の変更及び地区計画等について (まちづくりニュース 1 号にて報告)

○まちづくり勉強会の様子



○まちづくり勉強会の資料（抜粋）

### 当地区に関する市の方針

市では、都市計画に関する基本的な方針を示す「第2次戸田市都市マスタープラン」において、市内3駅周辺を「拠点商業地」としていく方針を掲げ、戸田公園駅周辺については、駅前商業やサービス機能、居住機能等が集積した拠点地域の形成を目指すこととしています。

図 第2次戸田市都市マスタープラン 将来都市構造図

### 用途地域について

**第一種住居地域（現在の用途地域）**  
居住環境を保護するために定められた地域。住居の環境を害するような工場、パチンコ屋、カラオケボックス、映画館、キャバレーなどは建てられませんが、一定規模の店舗、事務所、工場の建築はできます。

**近隣商業地域**  
近隣の商業地の住民に対する日用品の供給を行う建物が立地する地域です。一般の工場、劇場、キャバレーは建てられませんが、一定規模以下の工場の建築はできます。

**商業地域**  
各都市の中心部で、商業施設が多く立地する地域です。特に商業地の環境を悪化させるような工場は建てられませんが、銀行、百貨店、映画館、飲食店など、ほとんどの用途の建物が建築できます。

(3) 「まちづくりワークショップ」の開催

まちづくりワークショップ（全4回）において、まちづくりに関する地区の将来像、基本目標、基本方針及びまちづくりのルールについて話し合いました。

年月日	名称	参加者数 (※対象者)	主な内容
H29. 6. 20	第1回まちづくりワークショップ	7名	・将来像のイメージ及びキーワード等について (まちづくりニュース2号にて報告)
H29. 7. 31	第2回まちづくりワークショップ	11名	・将来像、基本目標及び基本方針について (まちづくりニュース3号にて報告)
H29. 9. 26	第3回まちづくりワークショップ	4名	・将来像、基本目標及び基本方針のまとめ ・まちづくりのルールの紹介 (まちづくりニュース4号にて報告)
H29. 11. 8	第4回まちづくりワークショップ	6名	・まちづくりのルールについて ・来年度の進め方について (まちづくりニュース5号にて報告)

※対象者：158名（内、土地建物所有者55名、地区住民63名、事業者37名、駅利用者3名）

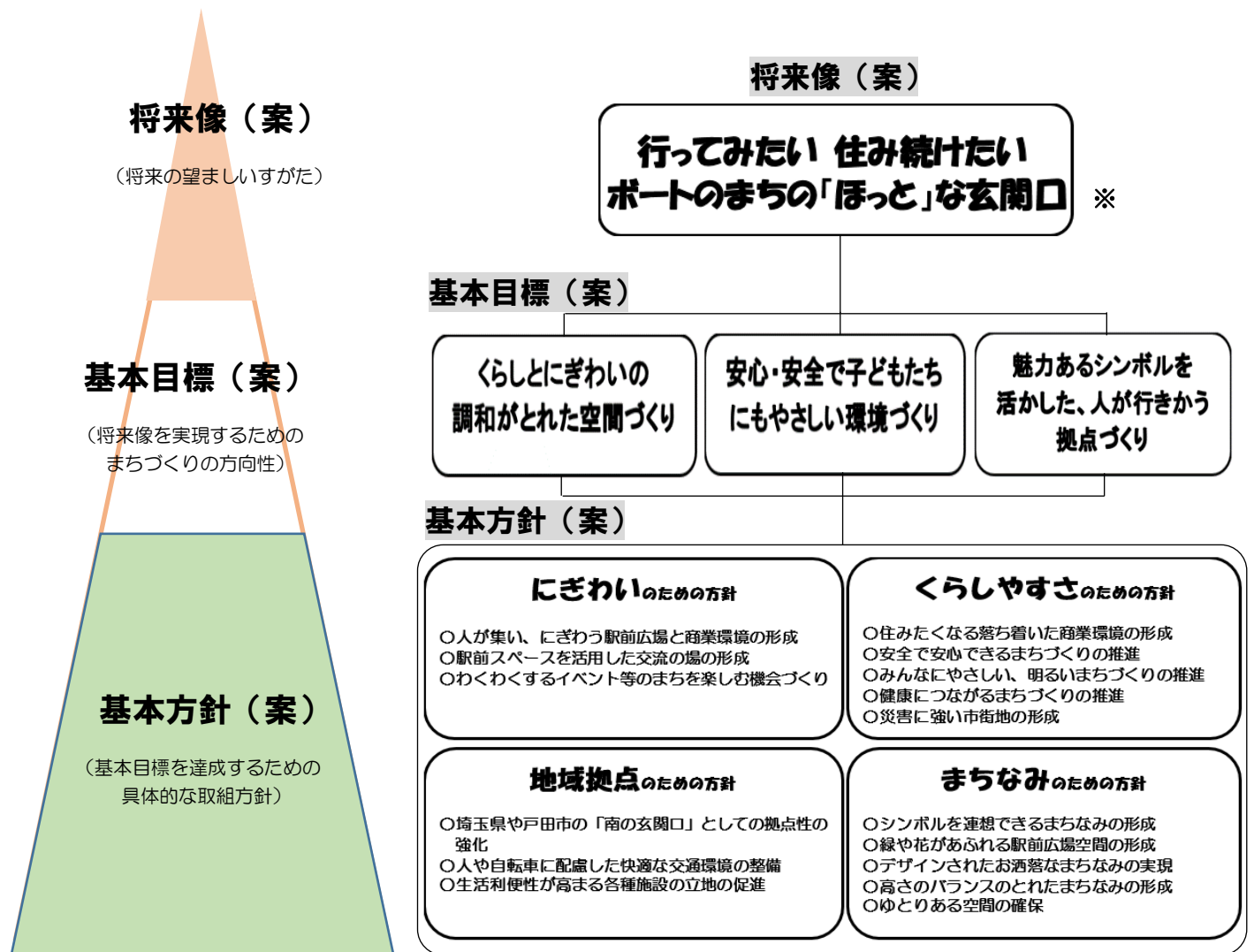
○まちづくりワークショップの様子



○地区の将来像等に関する意見のまとめ（まちづくりニュース4号より）

**「将来像」、「基本目標」、「基本方針」のまとめ**

■ 第3回まちづくりワークショップで検討した話し合いの内容をもとに、これまで収集した多くのご意見をふまえ、「将来像」、「基本目標」、「基本方針」の案をまとめました。



※ 「ほっと」とは、行ってみたいくなるような魅力あるホットな商業地域としていきたいという想いと、駅を降りてほっとできるような落ち着いたある駅前地区としたい想いを表現した言葉です。



○まちづくりのルールについて意見のまとめ（まちづくりニュース5号より）

## まちづくりのルールについて

第4回ワークショップでは、主に以下について意見がありました

アンケートの対象は、地区内の住民の方、事業者の方、土地や建物をお持ちの方です。また、下記以外に項目として、「緑化」、「壁面の位置」、「かき・さく」がありました。

項目	「まちづくり」ルールの例	主なご意見
建物の用途	○風俗店（性風俗、パチンコ店等）小規模マンションを規制	○治安の良さを重視したい ○ワンルームマンションは、単身世帯が多くコミュニティや衛生面に不安がある
	○1・2階は商業・業務系の用途とする	○娯楽施設、銀行、飲食店などがそろえば来訪者が集い、にぎわう
敷地面積	○建物の敷地面積は250m <sup>2</sup> 以上とする	○（～以上）という制限は難しいのではないか。大型商業施設は建てて欲しくない ○敷地面積と高さの規定の関係性はバランスの感覚の問題だと思う
建物の高さ	○建物の高さは最低10mとする	○高い建物を建てると開放感がなくなると思う
形態・意匠	○建物の外観や屋外広告物などの規制誘導	○形態・意匠では、ゴチャゴチャした街の方が落ち着く人もいるのではないか ○駅の顔であり、統一感のあるおしゃれな美しい景観であってほしい

### （4）「考える会」の開催及び協議会の設立

第1回及び第2回の考える会において、協議会設立に必要な会則や活動計画等について話し合い、平成30年3月7日に協議会を設立しました。

年月日	名称	参加者数 (※対象者)	主な内容
H29. 12. 13	第1回 考える会	5名	・アンケート調査の実施について ・協議会の会則について (まちづくりニュース6号にて報告)
H30. 1. 24	第2回 考える会	4名	・アンケート調査の結果報告 ・協議会の活動計画について (まちづくりニュース6号にて報告)
H30. 3. 7	協議会設立総会	7名	・会則の決定 ・活動計画の決定 ・役員の決定

※対象者：12名（考える会会員数）

#### ○協議会設立総会の様子



## 5 活動周知状況

### (1) 周知方法

団体の取組に関する周知は、主にまちづくり勉強会やまちづくりワークショップ等の開催後に発行するまちづくりニュースの配布により行いました。なお、まちづくりニュースは、次のとおり地区住民等に配布するとともに、市のホームページにも掲載しました。

#### ①まちづくりニュースの配布対象者及び部数

○配布対象者：戸田公園駅西口駅前地区内の地区住民等 155名

- ・土地建物所有者（地区内の土地又は建物の所有者をいう。以下同じ。）  
55名
- ・事業者（地区内において事業を営む者（土地建物所有者を除く。）をいう。以下同じ。）  
37名
- ・住民（地区内に居住する世帯主（土地建物所有者を除く。）をいう。以下同じ。）  
63名

○配布部数：139部

- ・土地建物所有者 39部（土地建物所有者は1世帯に1部配布）
- ・事業者 37部
- ・住民 63部

※土地建物所有者が事業者もしくは住民を兼ねる場合は、土地建物所有者を優先として取扱うものとする。

#### ②まちづくりニュースの概要

名称及び発行年月	主な内容
まちづくりニュース1号 (平成29年4月)	・平成29年3月22日開催のまちづくり勉強会の報告 (主な内容：用途地域の変更及び地区計画等について)
まちづくりニュース2号 (平成29年7月)	・まちづくりワークショップ(全4回)の概要 ・第1回まちづくりワークショップの報告 (主な内容：将来像のイメージ及びキーワード等について)
まちづくりニュース3号 (平成29年9月)	・第2回まちづくりワークショップの報告 (主な内容：将来像、基本目標及び基本方針について)
まちづくりニュース4号 (平成29年10月)	・第3回まちづくりワークショップの報告 (主な内容：将来像、基本目標及び基本方針のまとめ並びにまちづくりのルールを紹介)
まちづくりニュース5号 (平成29年12月)	・第4回まちづくりワークショップの報告 (主な内容：まちづくりのルール及び来年度の進め方について)
まちづくりニュース6号 (平成30年2月)	・第1回、第2回考える会の報告 (主な内容：アンケート調査の結果報告について)

## (2) 周知されていることの確認

取組の周知は、主にまちづくりニュースの配布により行いましたが、実際に周知されているかについて確認するため、次のとおりアンケート調査を行いました。

### ①アンケート調査の概要

○実施期間：平成29年12月15日（金）から平成29年12月25日（月）まで

○催促の通知：平成29年12月26日（火）

（締切日を平成30年1月5日（金）に再設定）

○催促の訪問：平成29年12月26日（火）から平成30年1月19日（金）まで

○対象者：戸田公園駅西口駅前地区の地区住民等 155名

- ・土地建物所有者 55名
- ・事業者 37名
- ・住民 63名

※土地建物所有者が事業者もしくは住民を兼ねる場合は、土地建物所有者を優先として取扱うものとする。

○回収率等

対象者	配布数 (部)	回収数 (部)	回収率 (%)
土地建物所有者	55	28	50.9
事業者	37	22	59.5
住民	63	13	20.6
合計	155	63	40.6

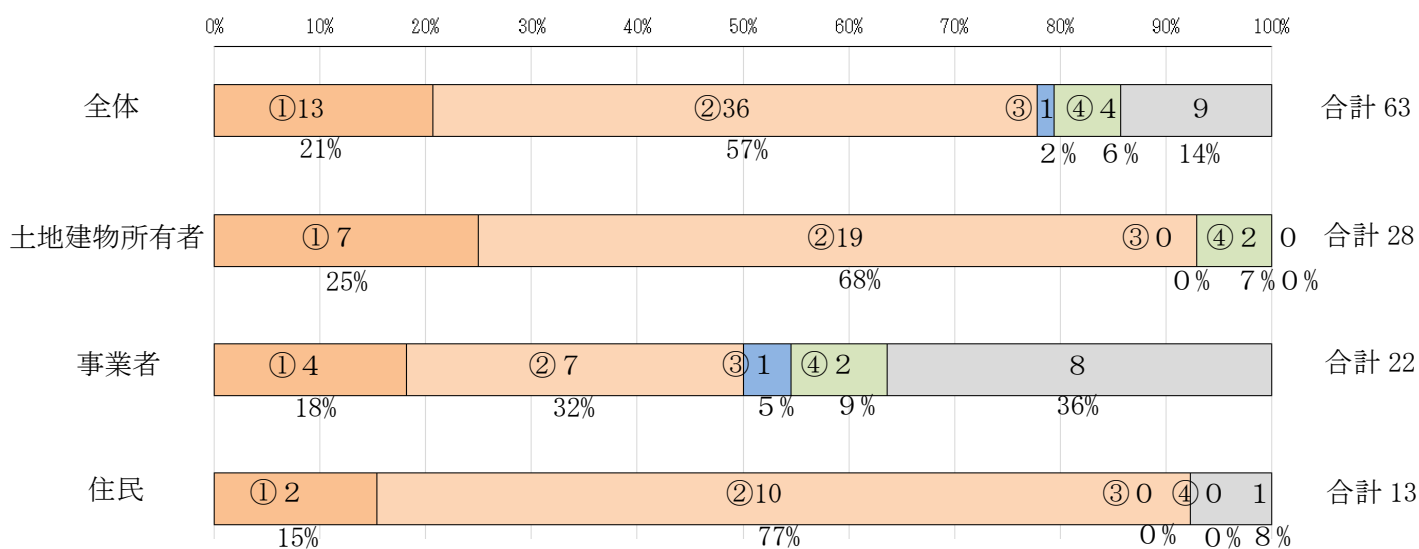
○設問内容

- ・問1 あなた自身についてお答えください。
- ・問2 戸田公園駅西口駅前地区のまちづくりを考える会は、平成29年2月に結成し、同地区のまちづくりに関し、勉強会やワークショップによる話し合いを行い、その内容についてまちづくりニュースを発行し、地区内対象者全ての方にお送りさせていただきました。内容については、わかりやすかったですか。（単数回答）
- ・問3 これまでのまちづくりニュースでどのような記事について、興味を持たれましたか。（複数回答可）
- ・問4 まちづくりを考える会では、今後も、地区内の土地又は建物に関する権利をお持ちの方や地区内の住民の方の参加による話し合いを開催していきたいと考えていますが、どのようにお考えですか。（単数回答）
- ・自由記入欄 その他、お気づきのこと等ございましたら、ご自由にお書きください。

## ②アンケート調査結果

問2 戸田公園駅西口駅前地区のまちづくりを考える会は、平成29年2月に結成し、同地区のまちづくりに関し、勉強会やワークショップによる話し合いを行い、その内容についてまちづくりニュースを発行し、地区内対象者全ての方にお送りさせていただきました。内容については、わかりやすかったですか。(単数回答)

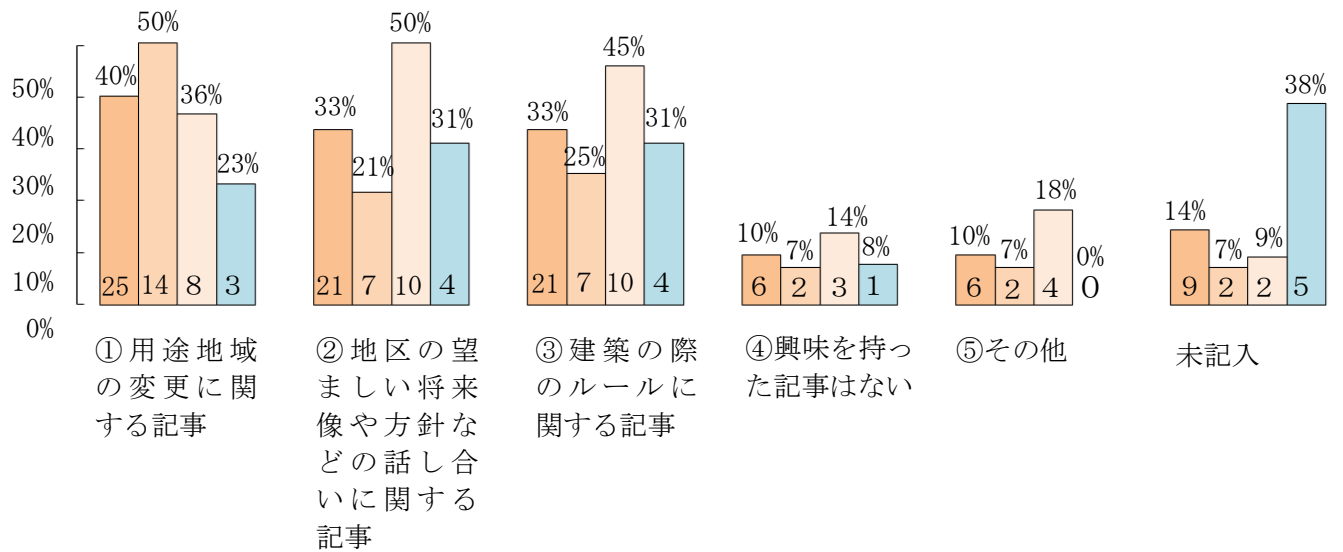
- ・全体では、「概ね、わかった」(57%)が最も多く、次いで「わかりやすかった」(21%)が多い結果でした。
- ・全体では、「わかりやすかった」及び「概ね、わかった」の合計の割合が、78%でした。



- [凡例]
- ①わかりやすかった
  - ②概ね、わかった
  - ③わかりづらかった
  - ④その他
  - 未記入

問3 これまでのまちづくりニュースでどのような記事について、興味を持たれましたか。  
(複数回答可)

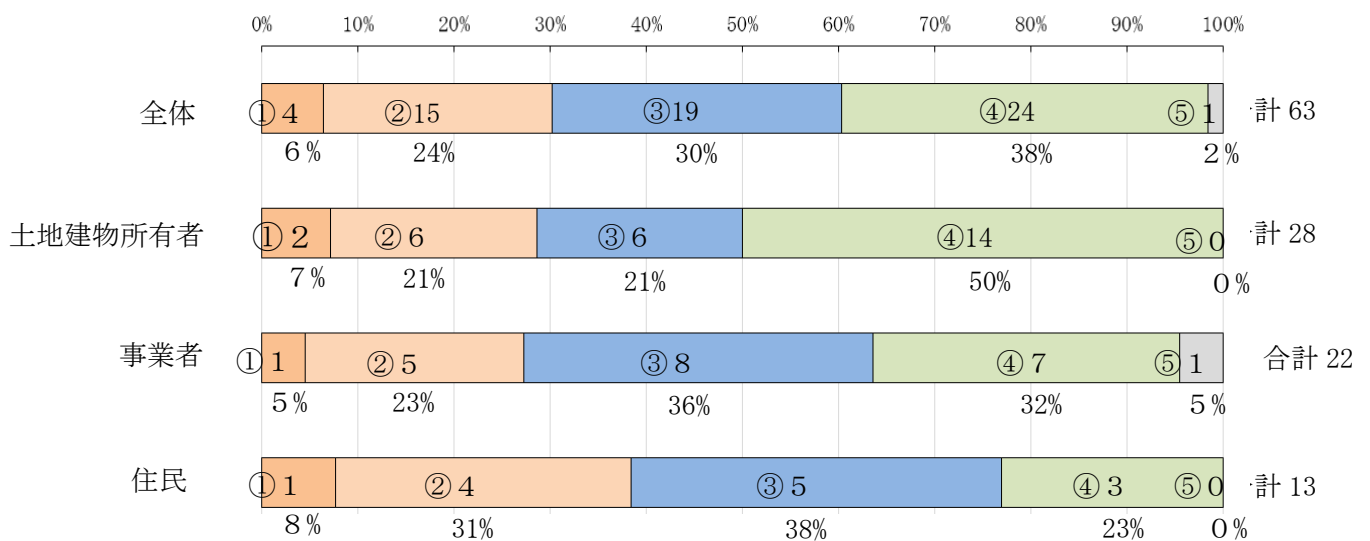
・全体では、「用途地域の変更に関する記事」(40%)が最も多く、次いで「地区の望ましい将来像や方針などの話し合いに関する記事」(33%)及び「建築の際のルールに関する記事」(33%)が多い結果でした。



- [凡例]
- 全体
  - 土地建物所有者
  - 事業者
  - 住民

問4 まちづくりを考える会では、今後も、地区内の土地又は建物に関する権利をお持ちの方や地区内の住民の方の参加による話し合いを開催していきたいと考えていますが、どのようにお考えですか。(単数回答)

- ・全体では、「積極的に参加したい」(6%)及び「機会があれば参加したい」(24%)の合計の割合は、30%でした。
- ・全体では、上記に「自分自身の参加は難しいが、積極的に進めてほしい」及び「自分自身の参加は難しいが、情報は欲しい」を加えた合計の割合が、98%でした。



- [凡例]
- ① 積極的に参加したい
  - ② 機会があれば参加したい
  - ③ 自分自身の参加は難しいが、積極的に進めてほしい
  - ④ 自分自身の参加は難しいが、情報は欲しい
  - ⑤ 参加したくない

自由記入欄 その他、お気づきのこと等ございましたら、ご自由にお書きください。

○早期の商業地域化や、戸田公園の発展を期待するご意見

- ・戸田公園が盛り上がるとうれしいです。
- ・みんな戸田公園駅の繁栄を期待しています。
- ・商業地域の変更に早くしてほしいのですが、今後の計画及び決定はどのようになりますか？

○多様な施設の立地を望むご意見

- ・トランクルームや不動産、美容院、歯医者ばかりが目立つ街を変えて下さい。
- ・戸田公園駅を魅力ある特徴ある駅にしてほしい。例えばその駅周辺に楽しいお店があるとか子供を預かってくれ、その間安心していろんなことができる。
- ・埼玉県の玄関口として魅力あるテナントを誘致できるような高層建物による再開発を希望します。川崎市の武蔵小杉駅のようなイメージです。
- ・(お買物とか食事とか)案内を十分に戸田公園の桜やボートを紹介したり、皆が行きたいと思う駅に開発してほしいと思います。今さみしすぎる。

○質や魅力の向上に関するご意見

- ・食材 e t c の高級化を望みます。サミットだけでは不足。
- ・ドラマのロケ地になるような町になれば良い。

○具体的な提案や不満等

- ・戸田市に住み始めてから丸5ヶ月ですが、落ちついていて住みやすいです。ただ夜は少し歩くのが不安です。
- ・いずれは、電信柱を土中に埋設し、ベビーカーや老人用電動車、車イスが通りやすくしてほしい。
- ・戸田公園駅西口駅前ロータリーが小さい。今になって仕方ないですが・・・・東口は十分な土地があるので開発して頂きたい。
- ・戸田公園駅で地域の野菜とか販売イベントやってくれると楽しいだろうなあと考えてます。(マルシェ等)パン販売とか！！

○考える会への参加や情報提供等に関するご意見

- ・会議の開催時間が遅く、できれば土、日だとありがたいです。
- ・店舗を借りての営業ですが、情報は是非下さい。
- ・すごく狭い範囲で話し合いをしている感じがします。力のある土地の方々の意見のみを取り入れたりイメージや外観だけにこだわって中身がお粗末にならないようにしてください。
- ・話し合いの場に参加する人数が少なすぎる。曜日もいろいろ変えて、参加できる時間帯など考慮していただくと参加者が増えるのでは？近い将来の話になるのかはっきりして欲

しい。

- ・私自身参加したことがないのですが、まちづくりニュースを見ていますと参加者が非常に少ないと感じます。平日の夕方の時間ですと参加する事ができません。
- ・まちづくりを皆さんと考えるという姿勢は非常に大切だと思いますので、F a c e b o o k等で意見交換できるとおもしろいかと思いました。
- ・多くの人の意見を聞きたい。
- ・市の皆さんの御努力提案等に地区内の住民の方の無関心出席者の少なさに、大変申し訳なく思っています。
- ・この計画は、今さらという思いがあります。戸田市内3駅ある中で一番の乗り降りの多い戸田公園駅前地区の開発が最後になるなんて。今回の地区を見てみると、2、3年前から今年にかけ、何件もの新築が有ります。今さら周りに高い建物等建ったら、日陰になったり、騒音、悪臭、そういう事を思っている人も居ると思います。他の2駅を見ても中途半端なイメージです。問3②③だけを重視でよいのではないかなと思います。

### (3) 活動の周知について

平成29年12月に地区住民等を対象としたアンケート調査を実施した結果、約40.6%の回答が得られました。これについては、これまで、まちづくりに関する勉強会やワークショップを開催し、地区の将来像等について話し合うとともに、まちづくりニュースを発行する等の取組を行ってきたことによるものであり、アンケート結果を通じて、地区まちづくり推進団体の取組が地区住民等に十分周知されているものと判断いたしました。



## <参考>

### ○会則

#### 戸田公園駅西口駅前地区まちづくり協議会会則

##### 第1章 総則

###### (名称)

第1条 この会は、戸田公園駅西口駅前地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

###### (定義)

第2条 この会則において使用する用語は、戸田市都市まちづくり推進条例において使用する用語の例による。

###### (目的)

第3条 この協議会は、会員が相互に協調して、第6条に掲げるまちづくりに関する活動を行い、良好な駅前地区形成を図ることを目的とする。

###### (区域)

第4条 この協議会の対象区域である戸田公園駅西口駅前地区は、別図で示す面積約3.5haの区域とする。

###### (組織)

第5条 この協議会の会員は、戸田公園駅西口駅前地区の地区住民等で、この協議会の目的に賛同する者とし、任意に入会できるものとする。

###### (活動)

第6条 この協議会は、次の活動を行う。

- (1) 地区まちづくり構想及び地区まちづくり協定の作成
- (2) 地区まちづくり構想及び地区まちづくり協定の認定に向けた住民合意形成等に関する活動
- (3) 景観形成を目的とした景観づくりに関する活動
- (4) 地区住民等の意識調査、アンケート調査等の活動
- (5) 勉強会、見学会等の学習活動
- (6) 地区まちづくりニュース、パンフレット等の作成
- (7) 地区まちづくり協定等の図書の策定
- (8) 地区まちづくり構想に係る地区まちづくり事業の事業計画の作成等
- (9) 都市計画提案に必要な書類の作成（地区計画に限る）
- (10) その他第3条の目的を達成するために必要な活動

##### 第2章 役員

###### (役員)

第7条 この協議会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計監事 2名

2 役員は総会において互選により決定する。ただし、補充役員については会員の互選により決定するこ

とができる。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この協議会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときは会長の代行をする。
- (3) 会計監事は、この協議会の会計を監査し総会に報告する。

(役員任期)

第9条 この協議会の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 総会

(総会機能)

第10条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 年度事業計画に関する事項
- (2) 年度予算に関する事項
- (3) 役員選任に関する事項
- (4) 会則の変更に関する事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

2 決議は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会開催)

第11条 通常総会は、毎会計年度終了後に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(総会招集)

第12条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定により請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の内容並びに日時及びに場所を示して、文書をもって通知しなければならない。

(総会議長)

第13条 総会議長は、会長がこれにあたる。

### 第4章 協議会運営

(協議会招集)

第14条 協議会は会長が召集し、会議を主催する。

(事務局)

第15条 事務局は、この協議会の庶務及び会計を処理する。

2 この協議会の事務局は、戸田市役所都市整備部まちづくり推進課(所在地:戸田市上戸田1丁目18番1号)に置く。

(会計)

第16条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日をもって終わる。

2 この協議会の経費は、会員の会費及び市の補助金、並びに、その他の収入をもって充てる。

3 会員の会費は年1,000円とする。

#### 第5章 雑則

(その他)

第17条 その他この会則に定めのない事項は、総会に諮り、決定する。

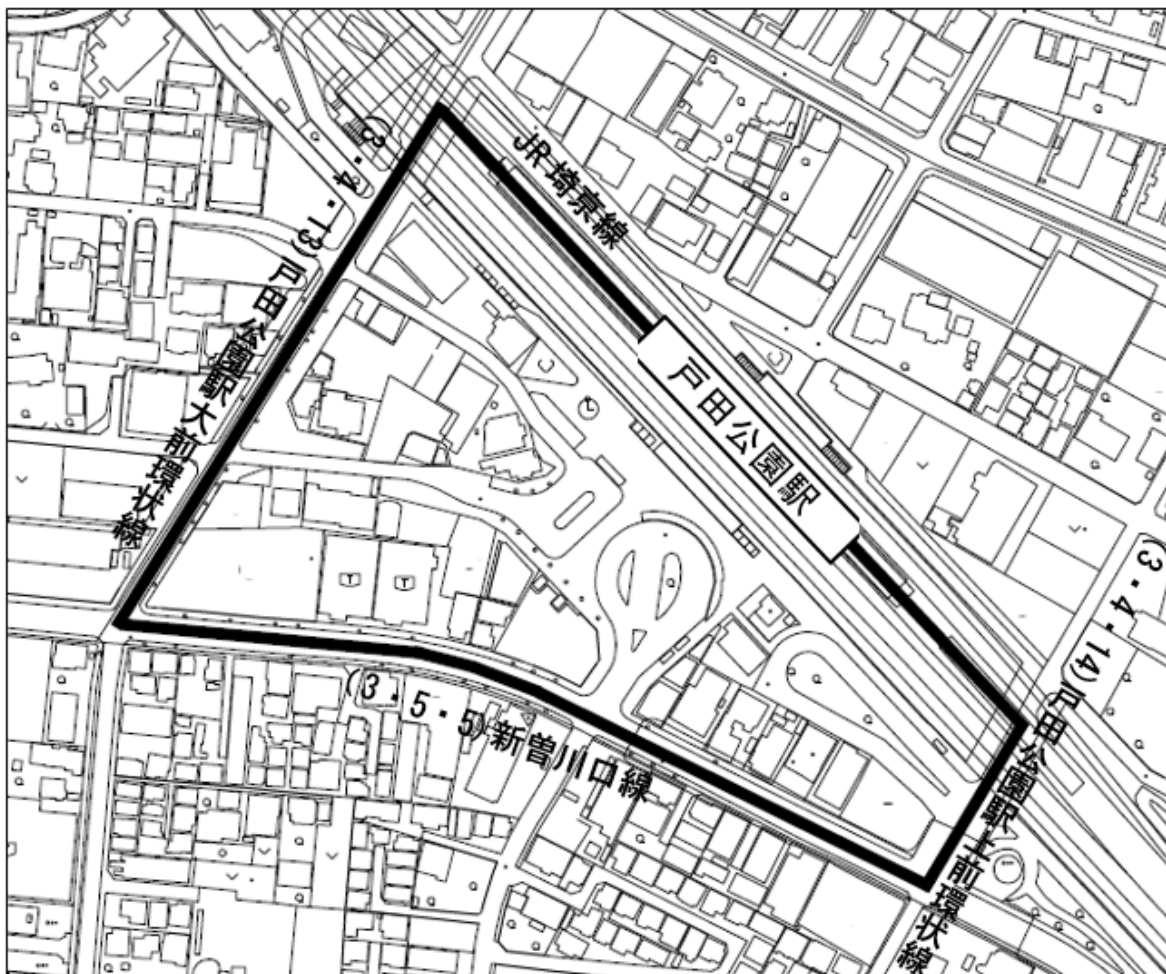
#### 附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第16条第3項の規定 平成30年4月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成30年3月7日

別図（第4条関係）



## ○地区まちづくり活動組織の登録及び地区まちづくり推進団体の認定一覧

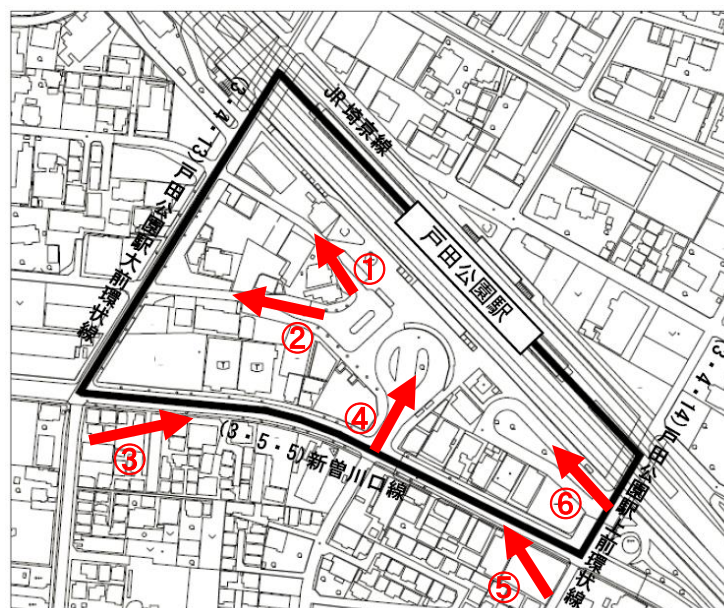
地区まちづくり活動組織の登録及び地区まちづくり推進団体の認定状況は次のとおりです。

表 地区まちづくり活動組織の登録及び地区まちづくり推進団体の認定一覧表

番号	登録年月日 認定年月日	組織名称	活動地区	活動目的	活動概要
1	平成20年9月22日 平成20年10月21日	川岸地区 まちづくり推進協議会	川岸2丁目の一部	さわやかな川風の吹くまちとして、安全でうるおいとふれあいのある住みよいまちづくりを推進することを目的としている。	安全なまちづくりのための基本計画をまとめ、関係住民の同意に努めて市長に提案することや、総合的な居住環境の改善のための必要な調査及び研究等を行っている。
2	平成20年9月22日 平成20年10月21日	戸田駅西口駅前地区 まちづくり協議会	大字新曽字柳原の一部	良好な駅前地区形成に寄与するために、会員が相互に協調し、まちづくりに関する事項について調査・検討・協議を行うことを目的としている。	まちづくりに関する諸問題の調査、検討、協議や、まちづくりに関する情報収集及び交換を行っている。
3	平成20年9月22日 平成20年10月21日	北戸田駅前地区 まちづくり協議会	大字新曽字芦原の一部、 大字下笹目字谷口の一部	良好な駅前地区形成に寄与するために、会員が相互に協調し、まちづくりに関する事項について調査・検討・協議を行うことを目的としている。	まちづくりに関する諸問題の調査、検討、協議や、まちづくりに関する情報収集及び交換を行っている。
4	平成20年9月22日 平成20年10月21日	新曽中央東部地区 まちづくり協議会	大字新曽字小玉の一部・ 柳原の一部・稲荷の一部	「安心して住みやすく仕事にも便利で活気のあるまち」を目指し、新曽中央地区の住民・権利者や事業を営む者が協力しながら、地域の意見を反映した「まちづくり計画」を作成し、行政と協働して計画の実現を図る。	地区の課題解決に向けた「まちづくり計画」の検討、情報提供及びまちづくりのための各種行事の企画・実施及び地区の住民等への周知
5	平成20年9月22日 平成20年10月21日	新曽中央西部地区 まちづくり協議会	大字新曽字稲荷の一部・ 芦原の一部・小堤の一部	「安心して住みやすく仕事にも便利で活気のあるまち」を目指し、新曽中央地区の住民・権利者や事業を営む者が協力しながら、地域の意見を反映した「まちづくり計画」を作成し、行政と協働して計画の実現を図る。	地区の課題解決に向けた「まちづくり計画」の検討、情報提供及びまちづくりのための各種行事の企画・実施及び地区の住民等への周知

## ○戸田公園駅西口駅前地区の現況写真

【凡例】矢印：写真撮影方向





① 写真



② 写真



③ 写真



④ 写真



⑤ 写真



⑥ 写真